



令和8年度

水源地域活性化小中学校等出前授業

募集の手引き(学校向け)

【問合せ先】 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県政策局政策部土地水資源対策課
水源地域対策グループ

電話 (045) 210-3124 (直通)

※ 電子メールアドレスは、お問合せください。

目次

1	事業概要	1
2	イメージ	2
3	出前授業の事例	3
4	フロー図	4
5	出前授業の流れ(スケジュールは目安)	5
6	事業対象者・対象事業	6
7	出前授業の実施方式・時間	6
8	講師	6
9	応募	7
10	派遣調整	7
11	派遣決定	7
12	実施計画	7
13	出前授業実施	7
14	実施報告	8
15	変更・中止	8
16	提出先	9
17	その他	9

1 事業概要

(1) 目的

県内小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る）、特別支援学校（小学部及び中学部に限る）（以下、「小中学校等」といいます。）が実施する教育活動（総合学習・社会科学習等）に対して、水源地域で活動している「かながわ水源地域の案内人」等を講師として派遣する「出前授業」を実施することにより、水源地域及び水源環境保全の重要性について、児童・生徒の理解促進を支援することを目的としています。

(2) 水源地域について

この事業における「水源地域」とは、水道水源としてのダム湖（相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖）が位置する、相模原市緑区の一部（城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区）、山北町、愛川町、清川村のことを指します。

(3) かながわ水源地域の案内人について

「かながわ水源地域の案内人」とは、水源地域での体験教室等のイベントの開催等、地域の活性化や理解促進に繋がる活動を行っている人・団体を登録したものです。県では、「かながわ水源地域の案内人」として登録した人・団体に対し、広報支援など、活動の支援を行っています。

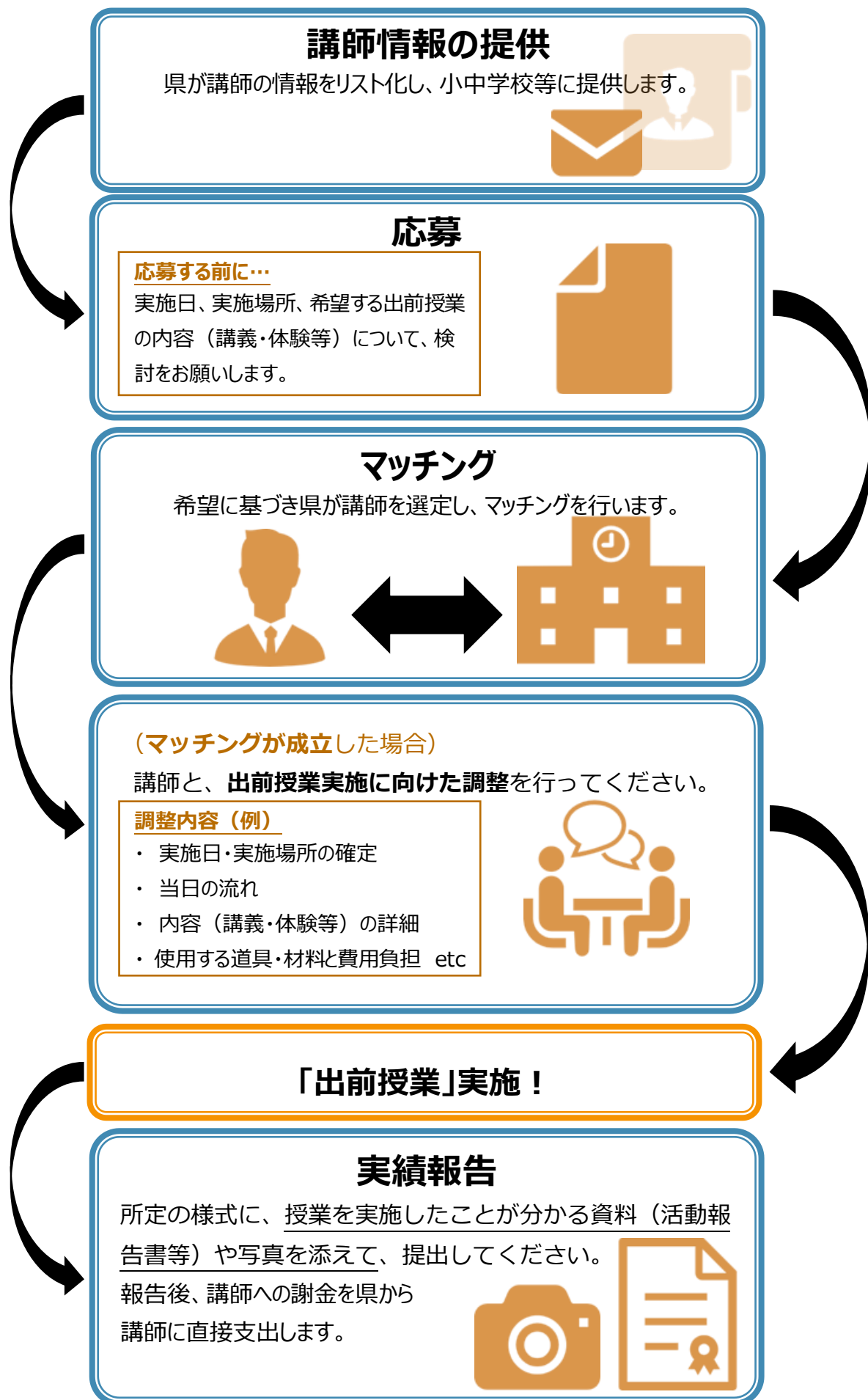
※ 出前授業の講師については、「かながわ水源地域の案内人」のほか、水源地域で活動する人・団体のうち希望者を登録しています。

一部の「かながわ水源地域の案内人」の活動内容については、ポータルサイトの、「神奈川やまなみ五湖navi」にて紹介しています。

URL : <https://www.suigen.jp/>



神奈川やまなみ五湖navi トップページ



3 出前授業の事例

津久井・相模湖地域に生息する野生動物について

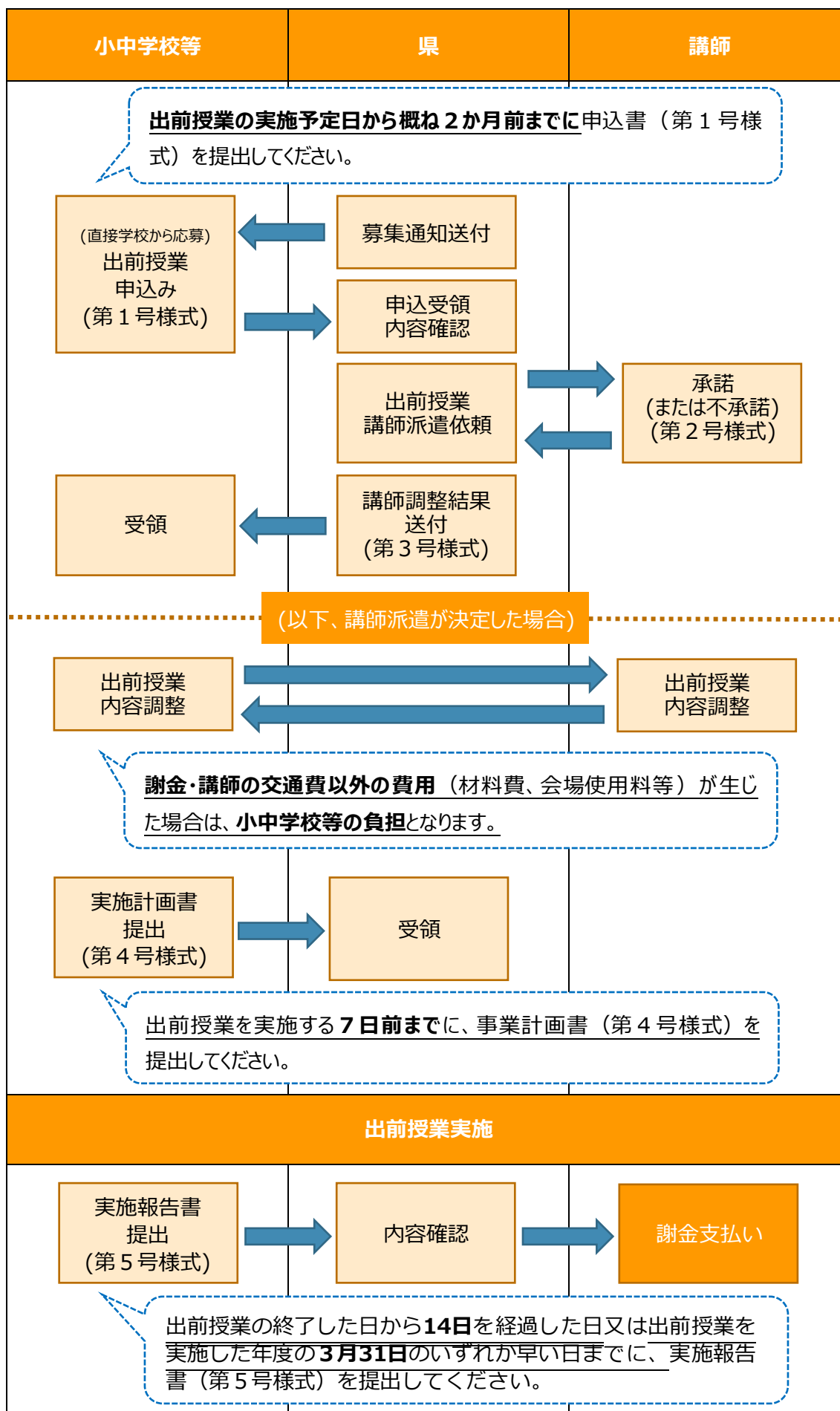
- ✦ 水源地域である相模原市津久井地域に生息する野生動物と人間の関わり、命の繋がりについて考えるため、猟師である講師と野生動物との関わり方や、狩猟した動物の命を余すことなく生かすための革・肉の利用方法等に関する講義や体験教室を実施。



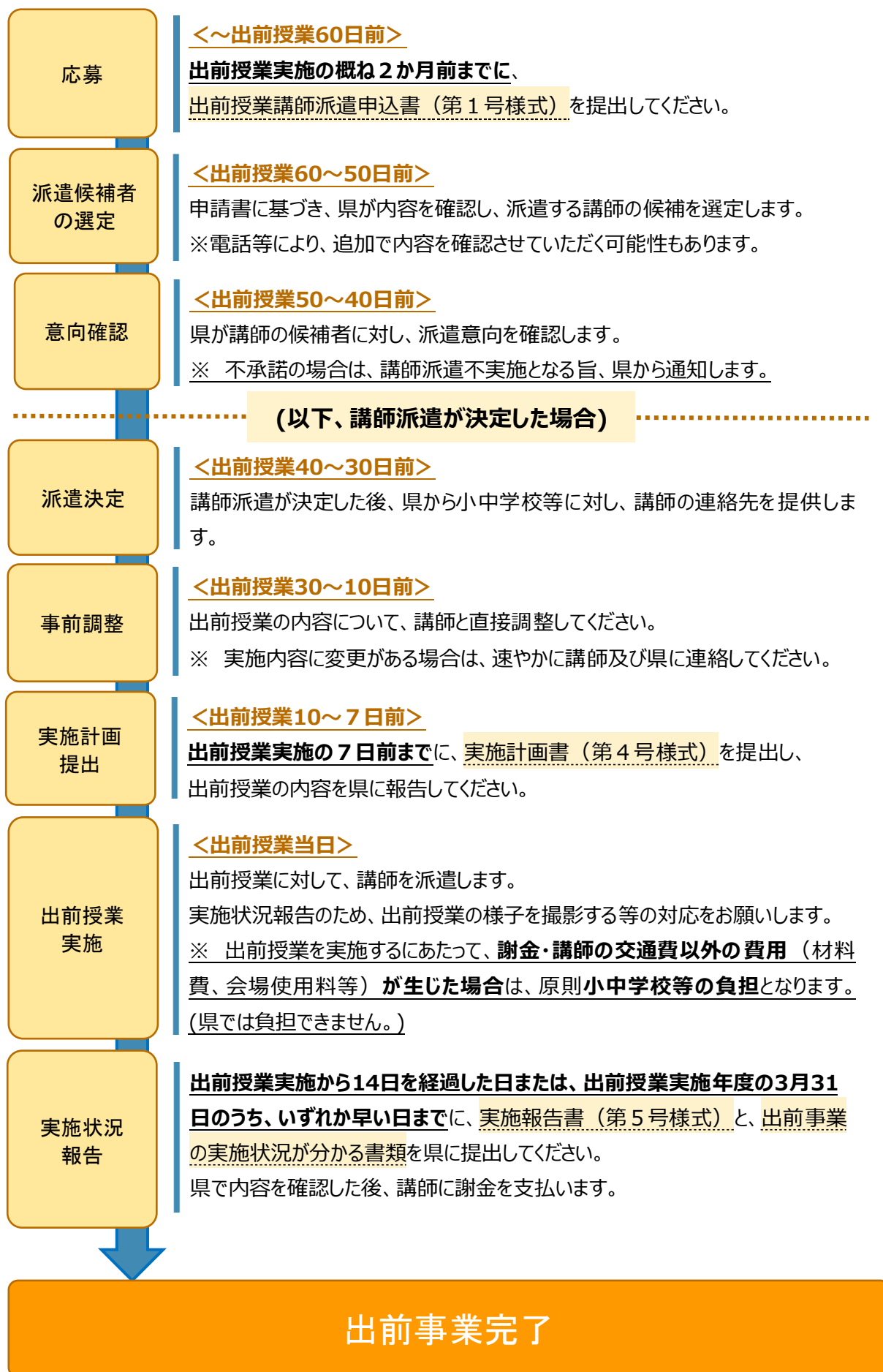
【参加者の感想】

- ・ 猟師は命がけの仕事。いろんな動物を利用することを知ることが出来た。
- ・ 罠を掛ける所や狩った動物の肉や皮をどうするかというところまで知ることができて為になった。
- ・ 鹿の革はやわらかかった。
- ・ 生徒がどのような反応をするのか不安でしたが、皆が興味をもって授業に取り組み、命の大切さ、狩猟することの意味など、それぞれが良い受け止め方ができていてよかったです。

4 フロー図



5 出前授業の流れ（スケジュールは目安）



6 事業対象者・対象事業

(1) 事業対象者

神奈川県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る）、特別支援学校（小学部及び中学部に限る）

(2) 対象事業

- 学年・学級・部活動等の単位（団体）で実施されるものであること。
- 水源環境の保全や水資源の重要性の理解促進の機会と認められるものであること。

例えば …

- ・ 社会科学習の一環として、水源地域の環境について授業を実施するため、講師の派遣を依頼する（学級・学年単位）
- ・ 課外活動や部活動の一環として、水源地域の素材を使った工作体験を行うため、講師の派遣を依頼する（課外活動の班、部活動単位）

7 出前授業の実施方式・時間

(1) 実施方式

原則、**対面方式**にて出前授業を実施いただきます。

※ オンラインによる実施が可能な講座もありますので、応募時にご相談ください。

(2) 実施時間

概ね60分程度（授業1コマ）で実施いただきます。

※ これによりがたい場合は、応募時にご相談ください。

8 講師

(1) 概要

講師は、「かながわ水源地域の案内人」のほか、水源地域で活動する方のうち講師として登録した人・団体です。

(2) 費用負担

講師に支払う**謝礼（交通費込）**については、**県から講師へ直接支払います。**

※ 謝金単価については、県で定めている基準で算定します。

注意！

- ・ **謝金・講師の交通費以外の費用**（材料費、会場使用料等）が生じた場合は、**原則として小中学校等の負担**となります。

9 応募

(1) 提出書類

講師の派遣を希望する場合は、出前授業実施希望日の概ね2か月前までに、**水源地域活性化小中学校等出前授業講師派遣申込書（第1号様式）**を提出してください。

※ 県の予算の範囲内で申込みを受け付けます。（先着順）

※ 調整の結果、実施に至らないこともありますので、予めご了承ください。

(2) 期限

✚ **申込期限：令和8年12月25日（金）**まで

✚ **実施期限：原則 令和9年2月26日（金）**まで

10 派遣調整

✚ 派遣申込書（第1号様式）に記載いただいた出前授業の希望に基づき、県がニーズに近い講師と、派遣調整を行います。

✚ 希望講師がいる場合は、県が当該講師と派遣調整を行います。

11 派遣決定

✚ 県から、申込みに係る講師との調整結果について、実施可否に関わらず、小中学校等に対して通知します。

✚ 実施可能な場合は、併せて講師の連絡先を提供しますので、出前授業の内容について、講師と直接調整を行ってください。

次の「**12 実施計画(P.7)**」から「**15 変更・中止(P.8)**」については、
調整の結果、講師派遣が決定した場合の手続きです。



12 実施計画

講師と出前授業の内容の調整を行い、内容が固まりましたら、**出前授業実施日の7日前**までに、**水源地域活性化小中学校等出前授業実施計画書（第4号様式）**を提出し、出前授業の内容を県に報告してください。

13 出前授業実施

✚ 事前に提出いただいた実施計画書に沿って、出前授業を実施してください。

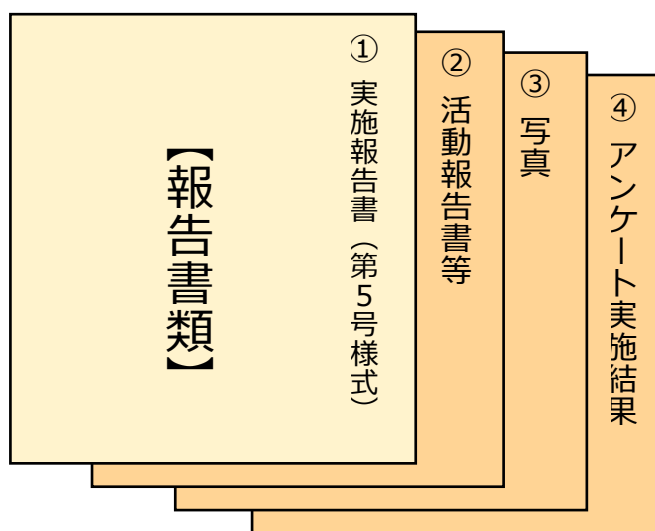
✚ 実施報告のため、出前授業の様子を撮影する等の対応をお願いします。

1.4 実施報告

出前授業の終了した日から14日を経過した日又は出前授業を実施した年度の3月31日【**必着**】のいずれか早い日までに、**水源地域活性化小中学校等出前授業実施報告書（第5号様式）**と**添付書類**を土地水資源対策課に提出してください。

(1) 提出書類

- ・ 水源地域活性化小中学校等出前授業実施報告書（第5号様式）
- ・ 活動報告書等の出前授業の内容が分かるもの（活動報告書等）
- ・ 出前授業実施時に撮影した写真
- ・ アンケート実施結果（17(3)アンケートの実施について(P.9)参照）



1.5 変更・中止

講師派遣決定の後に、出前授業の内容変更・中止を行う場合には、速やかに**水源地域活性化小中学校等出前授業（変更・中止）届出書（第6号様式）**を提出してください。

- ✚ 届出書を出す前に、事前に講師と変更・中止の調整をするようにしてください。
- ✚ 以下の軽微な変更については県への届出は不要です。
(講師とは調整をお願いします)

- ・ 出前授業の**実施時間**（例：3時限目から4時限目への変更）
 - ・ 出前授業を実施する**場所**（例：視聴覚室から体育館への変更）
 - ・ 出前授業の**参加者数**
- ※ その他、変更届出書の提出の可否について疑問がありましたら、お気軽に問合せ先にご連絡ください。

ここまでは、調整の結果、**講師派遣が決定した場合**の手続きです。

16 提出先

申込み、実施計画、実施報告、出前授業の変更・中止に関する書類は、次のあて先にお送りください。（電子データは電子メール、紙書類は郵送等でお送りください。）

【申請書類等の提出先・問合せ先】

神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水源地域対策グループ

所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話：(045)210-3124（直通）

E-mail：お問合せください。

17 その他

(1) 留意事項

- 提出書類の返却や写しの送付依頼には応じられませんので、ご了承ください。
- 提出書類の作成及び提出等にかかる経費は小中学校等の負担となります。
- 提出書類の不備や内容に不明な点がある場合、電話等で確認させていただきます。
- 事業の広報のため、提出資料上の写真等について、個人を識別できない範囲で、ホームページや広報紙に掲載することがありますので、予め御了承ください。
- 実施された出前授業の内容が提出された申込書と異なり、水源地域及び水源環境保全の重要性への理解促進と関係のない事業となった場合は、小中学校等に対し、謝金の弁償を求めることがあります。

(2) 個人情報の保護について

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、関係法令に基づいて適切に管理します。

(3) アンケートの実施について

児童・生徒を対象とした、出前授業に関するアンケートの実施について、講師派遣の決定通知と合わせて、依頼通知（アンケート様式を含む）をお送りさせていただきますので、出前授業実施後のアンケートの実施及び結果の取りまとめや、取りまとめ結果の送付について、御協力をお願いします。